

聖隷クリストファー大学学友会規約

第1章 総則

(名 称)

第1条 本会は、聖隷クリストファー大学学友会と称する。

(目 的)

第2条 本会は、建学の精神に従い、保健医療福祉及び教育・保育の分野における幅広い知識と、看護、リハビリテーション、福祉及び教育・保育の深い専門の学芸を探究しつつ、学生生活全般の発展向上に努めると共に、会員相互の親睦を深めることを目的とする。

(運 営)

第3条 本会は、第2条の目的達成のために必要な諸活動を行う。

(所 在)

第4条 本会は、事務局を、浜松市中央区三方原町3453番地、聖隷クリストファー大学内に置く。

第2章 会員

(構 成)

第5条 本会は、聖隷クリストファー大学全学部生および聖隷クリストファー大学介護福祉専門学校生をもって構成する。

(権利及び義務)

第6条 本会の会員は、次の権利及び義務を有する。

- (1)本会を運営するために必要な委員を選出する権利及び義務
- (2)本会の主催する諸活動に参加する権利及び義務
- (3)本会の規約及び決議に従う義務
- (4)本会の会費を納入する義務
- (5)本会の会計を監査する権利及び義務
- (6)本会各組織の記録文書を閲覧する権利

第3章 会長

第7条 学友会会長は、本会を代表し^{クウオール}QOOL委員会委員長をあてる。

第4章 組織

(機 関)

第8条 本会は、第2条の目的を遂行するため、次の機関を置く。

- (1)総会
- (2)^{クウオール}QOOL委員会

- (3)サークル委員会
- (4)特別企画委員会
- (5)大学祭実行委員会
- (組 織)

第9条 本会の組織は次のとおりとする。

学友会組織図→別紙
(学外団体への加入)

第10条 本会の学外団体への加入は、学校の規定に基づき学生サービスセンターにて所定の手続きを行う。

第5章 総会

第11条 総会は、本会の最高決議機関である。

(構 成)

第12条 総会は、全会員をもって構成される。

(任 務)

第13条 総会は、次の事項を審議及び決議する。

- (1)本会運営の基本方針及び活動方針
- (2)予算及び決算
- (3)規約改正
- (4)クウォール委員会の組織ならびに役員
- (5)その他の重要事項

(招 集)

第14条 総会は、学友会会長により招集される。

(1)定例総会 年1回(5月～6月)

(2)臨時総会

イ. 会員の5分の1以上の同意署名による請求があった場合

ロ. クウォール委員会が必要と認めた場合

(告 示)

第15条 学友会会長は、総会の日時、場所、議案、必要事項を総会開催の7日前までに、会員に告示しなければならない。

(定足数)

第16条 総会は、全会員の3分の2以上をもって成立する（ウェブ投票を含む）。

総会に出席できない会員のために事前に資料を提示し、ウェブ上で期日前投票を行う。投票は賛成、反対とし、未回答は賛成とみなす。

(運 営)

第17条 総会は、クウォール委員会が運営する。

(運営の任務及び権限)

第18条 次の任務及び権限を有する。

- (1) ^{クウォール}QOL 委員会委員長は、議事進行に努めその総括にあたる。
- (2) ^{クウォール}QOL 委員会委員長は、総会の議事進行を円滑にするために、質疑、討論、その他の発言について時間の制限をすることができる。
- (3) ^{クウォール}QOL 委員会委員長は、総会の議事進行上障害のある行為をする者に退場を命ずることができる。
- (4) ^{クウォール}QOL 委員会副委員長は、^{クウォール}QOL 委員会委員長の補佐を行い、^{クウォール}QOL 委員会委員長の不在時その職務を代行する。
- (5) ^{クウォール}QOL 委員会書記は議事内容の記録を行う。

(決 議)

第19条 総会の決議は、出席者の3分の2以上をもって議決する。これにはウェブ投票も含む。

(決議事項の公示)

第20条 総会決定事項については、学友会会長は会員に公示しなければならない。

第6章 ^{クウォール}QOL 委員会

第21条 ^{クウォール}QOL 委員会は、本会の最高執行機関である。

(構 成)

第22条 ^{クウォール}QOL 委員会は、各学部及び専門学校から選出された代表者をもって構成される。

第23条 ^{クウォール}QOL 委員会は、委員長1名、副委員長4名、書記2名、会計2名、サークル担当者2名以上、キャンパスプラン担当者各学部2名及び専門学校1名以上、庶務2名、渉外各学部1名及び専門学校1名以上、広報2名以上を、^{クウォール}QOL 委員内の互選により決定する。なお、委員長・副委員長の計5名はそれぞれの学部及び専門学校より1名ずつ選出することとする。

(兼任の禁止)

第24条 ^{クウォール}QOL 委員は、各サークル部長、大学祭実行委員長を兼任することはできない。

(任 期)

第25条 ^{クウォール}QOL 委員の任期は4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、次の委員会の体制が確立するまでは引き継ぎ期間とする。

(任 務)

第26条 ^{クウォール}QOL 委員会は、次の任務を行うこととする。

- (1) 本会の基本方針、活動方針の作成及び遂行
- (2) 予算案の作成及び決算
- (3) 第3条に定める諸活動の企画、運営

(4)本会に属する委員の選出、各機関の活動の統括

(5)その他、総会の決議に基づき、必要とされる事項の審議

(招 集)

第27条 ^{クウォール}QOL委員会は、委員長により招集される。

(1) 定例委員会 月1回

(2) 臨時委員会

イ. 委員長または副委員長が必要と認めた場合

ロ. ^{クウォール}QOL委員の4分の1以上がこれを要求した場合

(職 責)

第28条 各^{クウォール}QOL委員の職責は、次のとおりとする。

(1)委員長

本会を代表し、^{クウォール}QOL委員会の執務を統括・運営し、総会、^{クウォール}QOL委員会の招集を行う。

(2)副委員長

委員長を補佐し、委員長不在の場合、その執務を代行する。また、必要時には^{クウォール}QOL委員会の招集を行う。

(3)書 記

^{クウォール}QOL委員会、総会における書記録の作成及び管理を行う。

(4)会 計

総会において承認された予算に基づき、学友会費の管理を行い、会計報告書の作成をする。サークルの予算、決算も含む。

(5)サークル担当者

サークル委員会を統括・運営し、^{クウォール}QOL委員会との連絡を行う。

(6)キャンパスプラン担当者

学生生活をより豊かにするための活動を行うために、活動に応じて特別企画委員会を発足させ、その統括・運営を行う。

(7)庶務

会計、書記以外の事務一般を行う。

(8)渉外

本会に関わる対外的な活動を担当する。

(9)広報

学校生活を豊かにする活動の広報活動を行う。

(決 議)

第29条 ^{クウォール}QOL委員会は、^{クウォール}QOL委員3分の2以上の出席において成立し、出席者の過半数をもって議決する。

(解 任)

第30条 ^{クウォール}QOL委員の不信任案は、(1) (2)のいずれかが提案された場合に総会の議を経て解任される事がある。

(1) ^{クウォール}QOL委員会の3分の2以上をもって提案された場合。

(2) 全会員の5分の1以上の署名をもって提案された場合。

(欠員の補充)

第31条 ^{クウォール}QOL委員が、第33条および第13条(4)項に基づいて解任された場合、その日から数えて20日以内に補充選出されなければならない。但し、新^{クウォール}QOL委員の任期は、旧^{クウォール}QOL委員の任期の残存期間とする。

(アドバイザー)

第32条 ^{クウォール}QOL委員会にアドバイザーを置き、学生部長、学生部の教員2名と学生サービスセンター職員1名をあてる。

アドバイザーは、学友会、^{クウォール}QOL委員会の活動に対して以下の事項について助言及び支援を行う。

(1) 学友会、^{クウォール}QOL委員会の活動全般に対する助言

(2) 学友会、^{クウォール}QOL委員会が企画するイベントや特別委員会に関するアドバイス

(3) 学友会、^{クウォール}QOL委員会が抱える問題や課題に対する相談及び支援

(4) 学友会会計に対する相談及び支援

(5) その他、学友会、^{クウォール}QOL委員会がアドバイザーに求める支援

第7章 サークル及びサークル委員会

第1節 要 項

(目 的)

第33条 学内団体は、本会会員により結成し、運動、文化、学術、研究、奉仕などの課外活動を通して、学生生活をより豊かにするための組織である。

(新 設)

第34条 サークルの新設は、はじめ同好会として発足し、6ヶ月間活動をした後、希望があれば所定の手続きによりサークルとなることができる。

(結 成)

第35条 同好会の結成は、学内専任教職員に顧問を依頼し、団体設立願、活動計画書、部員名簿を顧問の承認を得てサークル担当者に提出し、サークル委員会の承認を得て学生サービスセンターに願い出るものとする。

(構 成)

第36条 サークルは10名以上、同好会は5名以上の本会会員をもって構成され、学内専任教職員を顧問とする。また、他校との交流については、顧問の承認のうえ認められる。

(加入・退部・休部)

第37条 本会会員のサークル・同好会への加入、退部、休部は、個人の責任のもとに自由とする。加入、退部、休部時には、それぞれ各部長に、加入届、退部届、休部届

を提出する。

(サークルの権利・義務)

第38条 サークルは、次の権利及び義務を有する。

- (1)各サークルは、互選により部長1名、副部長1名、会計1名を置く。この3役は兼任してはならない。
- (2)各サークルは、本会のあらゆる組織を通じて全会員に活動を示す。
- (3)サークルの活動は部費、援助費および寄付金により運営される。
- (4)各サークルは、本会会計予算から支給されるサークル援助費を受ける権利を有し、QOL委員会に決算報告を行う義務を有する。
- (5)各サークルは、年度はじめにサークル員名簿、会計予算案、決算報告、活動報告、活動計画を指定の用紙に記入し、顧問の承認を得てサークル担当者に提出する。サークル担当者はサークル員名簿及び活動計画書をまとめて学生サービスセンターに提出する。
- (6)各サークルの役職者の交代は、顧問の承認を得てサークル担当者に届け出なければならない。サークル担当者はこれを学生サービスセンターに届け出る。
- (7)各サークルは、独自の規約及び組織をもって活動することが出来るが、本会の規約、決定には従わなければならない。

(同好会の権利・義務)

第39条 同好会の権利及び義務は、第38条に定めるサークルの権利及び義務に準拠する。また、サークル委員会の承認のうえ、同好会援助費を受けることができる。

(活動の停止)

第40条 サークル委員会の決議に従わない場合、そのサークル・同好会は活動停止となる。なお活動停止の期間は4ヶ月以内とする。

(解 散)

第41条 サークルの解散は、顧問と相談の上サークル担当者に届け出、サークル委員会の承認を得て、学生サービスセンターに届け出るものとする。解散と同時に本会会計より受けた援助費は返還する。

(休部、復興、廃部)

第42条 サークル、同好会の部員が第36条で規定された人数を下まわった場合、サークル委員会の判断で1年間までは休部となる。その間に復興されない場合は自動的に廃部となる。廃部と同時に本会会計より受けた援助費は返還する。なお、休部となったサークル、同好会の復興の手続きは第35条に準ずる。

(サークルの学外団体への加入)

第43条 サークルの学外団体への加入は、顧問の承認を得、サークル担当者に届け出ると同時に学生サービスセンターにて所定の手続きを行う。

第2節 サークル委員会

(構成)

第44条 サークル委員会はサークルに関する審議機関であり、各サークル部長及び学友会サークル担当者をもって構成される。

第45条 サークル委員会委員長は、学友会サークル担当者をあてる。

(目的)

第46条 サークル委員会は、各サークル・同好会間の連絡を密にし、サークル・同好会活動の活発化を図ることを目的とする。

(任務)

第47条 サークル委員会は、次の任務を行うこととする。

(1)各サークル・同好会の予算請求を^{クウォール}QOL委員会に提出し、学生総会で承認された予算内で円滑に活動する。

(2)各サークル・同好会の結成、休部、活動停止についての審議。

(3)同好会がサークルになること、及びサークルが同好会になることの審議。

(決議)

第48条 サークル委員会は、構成員の3分の2以上の出席により成立し、出席者の過半数をもって、議決する。

(開催)

第49条 サークル委員会は、次の場合に開催される。

(1)前期、後期各1回定例会を開き、各サークルの活動状況その他を報告する。

(2)サークル担当者が必要と認めた場合。

第8章 会計

(会費)

第50条 本会の会費は年会費5,000円とし、修学年数分を入学時一括払いとする。

(収入)

第51条 本会は、会費、寄付金、その他をもって収入とする。

(1)既納の会費は、会員でなくなったときも返還はしない。

(2)会費の増額又は減額については、総会の承認を必要とする。

(3)本会の運営において、万一予算上の支障が出た場合、総会の承認を得て会費の臨時徴収を行う。

(予算)

第52条 新年度における予算の原案は、^{クウォール}QOL委員会において作成し、総会に提出して承認を得る。

(会計年度)

第53条 本会の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

(会計報告)

第54条 ^{クウォール}QOL委員会は、定例総会において会計報告をしなければならない。

(会計監査)

第55条 決算に際し、^{クウォール}QOL委員会会計は、会計監査を受けなければならない。

第9章 会計監査委員会

(構成)

第56条 会計監査委員会は各学部、専門学校から選出された1名、計5名及び学生サービスセンター長をもって構成される。

(選出)

第57条 会計監査委員は学友会会員の中から選出し、他の役員(^{クウォール}QOL委員や選挙管理委員など)と兼任してはならない。

(任務)

第58条 会計監査委員会は、次の任務を行うこととする。

- (1) 会計の決算に際し、決算報告書の監査を行い、定例総会において監査結果を報告する。
- (2) 会員の10分の1以上の署名をもって請求のあった場合に臨時監査を行う。

第10章 規約の改正

第59条 この規約の改正は総会の決議を受けて学長の承認を得る。

附則 この規約は2002年4月1日から施行する

附則 2004年4月1日一部改定（目的）

附則 2016年4月1日一部改定（専門学校開設に伴う改定、名称変更）

附則 2022年4月1日一部改定（広報役員新設）

附則 2023年4月1日一部改定（国際教育学部開設に伴う改定）

附則 2024年1月1日一部改定（浜松市区画整理による区名称変更に伴う改定）

附則 2025年6月25日（総会日）一部改定（組織、総会、QOL委員会、サークル及びサークル委員会、会計、選挙）